



テールゲートリフター特別教育

主催：(一社)飛騨地区労働基準協会連合会



貨物自動車での荷役作業に関し、墜落・転落、荷の崩壊・倒壊等の労働災害が多発し、このような状況から労働安全衛生規則が改正され、昇降設備の設置義務や保護帽の着用範囲が拡大されました。

その一環として、労働安全衛生法第59条第3項に係る特別教育に関する規定も改正され、令和6年2月1日から貨物自動車での荷役作業におけるテールゲートリフターの操作の業務に労働者をつかせるときは、「安全衛生特別教育規程第7条の4」に基づく教育を行わなければならないこととなりました。

当連合会では、下記により特別教育を開催することとしましたので、多くの関係者が受講されますようご案内いたします。

開催日程

令和8年4月7日（火）

午前9時00分～午後4時30分

実施場所

高山自動車短期大学（〒506-8577 高山市下林町1155）

受講料

当労基連合会会員 1名につき 13,700円（内消費税1,245円）

非会員 1名につき 15,900円（内消費税1,445円）

※受講料には、テキスト代及び消費税10%含みます。

対象者

テールゲートリフターを直接操作する者（キャスター・ストッパー等の操作及び昇降板の展開・格納などテールゲートリフターを使用する者を含む）

40名（定員になり次第締め切らせていただきます）

受講定員

受付期間

令和8年2月6日（金）より受付開始

カリキュラム等

講習科目		講習時間
学科	テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止
	関係法令	法令及び安衛則中の関係条項
実技	テールゲートリフターの操作の方法	
		2時間
		0.5時間
		1.5時間

※ 本講習の全科目を修了した方には、修了証を当日交付します。

実技教育には、運転に適した服装と共にヘルメット・安全靴及び手袋を持参して下さい。

お申込み

裏面の受講申込書に所要事項を記載し、下記によりお申込み下さい。

- ◆ **自動車運転免許証等本人確認（氏名、生年月日、住所）ができる書面（写し）を添付して下さい。**
 - ◆ 受講料のお支払方法は銀行振込のみとなっております。
下記の指定口座へお願ひいたします。
- 振込口座：十六銀行 高山支店
普通預金：0668241
口座名：一般社団法人 飛騨地区労働基準協会連合会**
- ◆ インボイス対応
請求書又は領収証発行をご希望の場合は、申込の際にご連絡をお願いします。
 - ◆ 講習開始日の2日前までにキャンセルした場合に限り、受講料をご返金いたします。（この場合振込手数料を差引いた金額をご返金します）
 - ◆ 受講者が定員に満たない場合は、中止とすることがあります。
 - ◆ **申込先**

〒506-0025 高山市天満町4-70 ア・ラックスビル2階
岐阜労働局長登録教習機関

一般社団法人 飛騨地区労働基準協会連合会

TEL：(0577-32-2453) FAX：(0577-36-0350)

テールゲートリフター特別教育受講申込書

講習日		令和8年4月7日 開催分		
受講者	フリガナ			写真貼付欄 裏面に氏名を記入し、全面のり付けして貼付して下さい 3.0cm×2.5cm
	氏名			
	生年月日	昭和・平成 年 月 日		
	住所	〒□□□-□□□□		
【連絡先】 電話・携帯 ()				
勤務先	事業場名			
	所在地	〒□□□-□□□□		
	連絡者名		電話番号	() -
	当連合会会員区分	1. 会員 2. 非会員		

令和 年 月 日
一般社団法人 飛騨地区労働基準協会連合会 殿

受講番号

No.

1. 写真の裏には、必ず氏名を記入して下さい。
2. 本申込書にご記入いただいた個人情報は、修了証へ記載するためのものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。
3. 旧姓等の併記を希望する方は、戸籍謄本、旧姓（通称）を併記した住民票、運転免許証等いずれかの公的証明書を添付して下さい。

受講に必要な書面を貼り付けて下さい。
(本人確認のための自動車運転免許証等の写し)

表	裏
---	---